平成２１年（フ）第４４４号
兵庫県宝塚市高司２丁目10番20号
債務者　後　　昌雄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２６号
兵庫県豊岡市昭和町２番45号、前住所兵庫県豊岡市庄境977番地の１　県営住宅１―107号
債務者　中村　祥子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵101番地２
債務者　山田　剛士
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３２号
徳島県鳴門市大麻町桧字東バリ81番地３
債務者　川内　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８５号
徳島県板野郡藍住町笠木字東野41番地11
債務者　薮本　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８６号
徳島県板野郡藍住町笠木字東野41番地11
債務者　薮本登美子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８７号
徳島県阿波市阿波町中坪312番地１ユニキューブ阿波Ｂ棟
債務者　小方　敏司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８８号
徳島県阿波市阿波町中坪312番地１ユニキューブ阿波Ｂ棟
債務者　小方　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９０号
徳島市名東町２丁目355番地の３
債務者　鈴江　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９５号
徳島県吉野川市山川町町86番地４
債務者　細谷　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９６号
徳島市中洲町２丁目28番地の１
債務者　平野　幸一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９７号
徳島市中洲町２丁目28番地の１
債務者　平野　耕司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０１号
徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端南108番地１―105号
債務者　寺前　茂美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０２号
徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端南108番地１―105号
債務者　寺前志津子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０３号
徳島市国府町池尻344番地の10、旧住所香川県丸亀市川西町北2270番地５
債務者　近藤　和也
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１１号
東京都品川区南品川５丁目９番８号　ラヴィング品川106
債務者　増田　　元
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５２号
佐賀県唐津市久里1484番地、前住所福岡県福津市福間南１丁目28番13号
債務者　浅野　晶子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５３号
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸4137番地44
債務者　田渕　真理（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
熊本地方裁判所天草支部